平成20年(2008年)10月31日 長野県総務部財政課財政企画係

(課長)黒田和彦 (担当)伊藤一紀

026-232-0111(代表) 内線 2053

電話:026-235-7039(直通)

FAX: 026-235-7475

E-mail zaisei@pref.nagano.jp

平成 21 年度当初予算編成方針

(県財政の現状)

本県の財政状況は、原油・原材料等の価格高騰などに起因する景気の低迷により、今年度の県税収入は基幹税である法人二税を中心に当初見込みを 200 億円に迫る規模で下回り、財源不足が拡大する見通しである。このような状況の中で、減収補てん債の発行や更なる歳出削減努力などあらゆる方策を講じて今年度の収支均衡の確保に努めていく。

来年度の財政見通しについては、歳入面では、県税収入は今後の景気回復に期待するものの楽観的な見通しができないこと。また、地方交付税(臨時財政対策債を含む。)が年々削減の傾向にあること。さらに、財政調整のための基金の残高も底をつく状態であり、国の地方財政対策において必要な一般財源総額(地方税、地方交付税等)がどの程度確保されるか、その動向を注視しているところであるが、極めて厳しい状況にある。

一方、歳出面では、社会保障関係費が年々増加するとともに公債費が依然として高い水準にあることなどから、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造が続き、財政状況は一層厳しくなるものと見込まれる。

(予算編成の取組)

平成 21 年度当初予算の編成に当たっては、厳しい財政状況の下、職員一丸となって財政健全化に一層取り組みながら、中期総合計画への県民の期待に応え、これを推進するため、下記事項に留意して編成することとする。

1 予算編成の基本理念

(1)「長野県中期総合計画」に沿った事業の重点実施

中期総合計画を着実に推進するため、「選択と集中」の考え方を徹底し、事業を 厳選のうえ必要な施策に重点的に財源を配分し実施する。

(2)「長野県行財政改革プラン」の着実な実施による徹底した財源の確保

行財政改革プランに基づき、簡素・効率的な行財政運営を実施するとともに、歳入・ 歳出の両面で徹底した経費の見直しを行い、知恵を生かし工夫を凝らして財源の確保 を図る。

(3)部局間、現地機関の連携による総合的な施策展開

事業の構築に当たっては、部局間の連携の下、より効率的・効果的な施策展開を図るとともに、現地機関の提案や要望を十分に事業に反映させることにより、より地域の実情に合った施策となるよう心がける。

(4)県民・市町村等への説明責任の遂行と意見の反映

予算編成に関する情報を県民や市町村等と共有しその要望や意見を予算に反映させるとともに、予算編成過程を明らかにし県民への説明責任を果たす。

2 予算編成における具体的取組

- (1)政策評価の結果も踏まえ、必要性・緊急性等を十分検討し、義務的経費も含め既存の事業について大胆な発想で見直しを行う。
- (2)「選択と集中」の考え方を徹底し、時代の変化や県民ニーズを的確に把握し、事業を厳選し重点的に実施する。
- (3)新規事業の実施や既存事業の充実などにより新たな財源を必要とする場合は、原則として他の経費の節減により対応する。
- (4) 徴収体制の強化による未収金の縮減や県有財産の有効活用、受益者負担の適正化など中・長期的視点に立って多様な歳入の確保に努めるとともに、国庫補助金など有効な財源の活用を図る。
- (5)事務的経費の徹底した節減を図るとともに、アウトソーシングの推進や組織のスリム化・適正な定員管理など、簡素・効率的な行財政運営に努める。
- (6) 県有施設等について、そのあり方を検討し方向性を踏まえたうえで、維持管理経費等の適正化を図る。
- (7)将来の財政負担を考慮し、県債発行額を元金償還額の範囲内にとどめることを基本に 県債残高の縮減に努める。
- (8)各経費の見積りに当たっては、毎年度の執行状況を的確に把握し、決算において多額の残余が生じないよう適正額を計上する。
- (9)事業の統廃合や既存制度の活用など部局横断的な観点で事業を再構築し、効率化を図る。
- (10)市町村等との役割分担など県が果たすべき役割を十分検討し、より効果的な施策展開 を図る。
- (11)組織再編による財政効果等を適正に反映させる。
- (12)新規施策の構築や事業見直しに当たっては、適時、県民や市町村・関係団体等と情報を共有し説明責任を果たすことにより、円滑な実施を図る。

3 予算要求方法

予算編成の基本理念と具体的取組を踏まえ、持続可能な財政構造の構築に向けて中・長期的な財政負担も十分考慮しながら年間所要額を見積もることとし、別紙「平成21年度当初予算要求基準」により要求することとする。

(別紙)

平成 21 年度当初予算要求基準

区分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	・行財政改革プランによる取組みを織り込むとともに、毎年度の執行状況を踏 まえ精査のうえ所要額を要求
扶助費	・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討 し、制度を見直したうえで必要最小限の額を要求
公債費	・県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討 し、制度を見直したうえで必要最小限の額を要求
投資的経費中	
公共事業費(三公共)	・公共事業評価を踏まえたうえで事業箇所を厳選し、国の採択の見込みが認められるものについて、平成 20 年度当初予算の範囲内で要求
県単独事業費(三県単)	・公共事業評価を踏まえたうえで事業箇所を厳選し、平成 20 年度当初予算の90%の範囲内で要求
国直轄事業負担金	・国との事前協議を徹底したうえで平成 20 年度当初予算の 97%の範囲内で要求
災害復旧費	・過去の実績等を勘案し、所要額を要求
通常事業費	
経常事務費	・組織再編や価格の変化、経費の節減及び執行状況等を考慮のうえ財政課が示す標準額の範囲内で要求
その他事業費	・県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、平成 20 年度当初予算の90%の範囲内で要求
臨時経費	・平成 21 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、必要最小限の額を要求

要求の上限は、一般財源(県債を含む。)計上額とする。

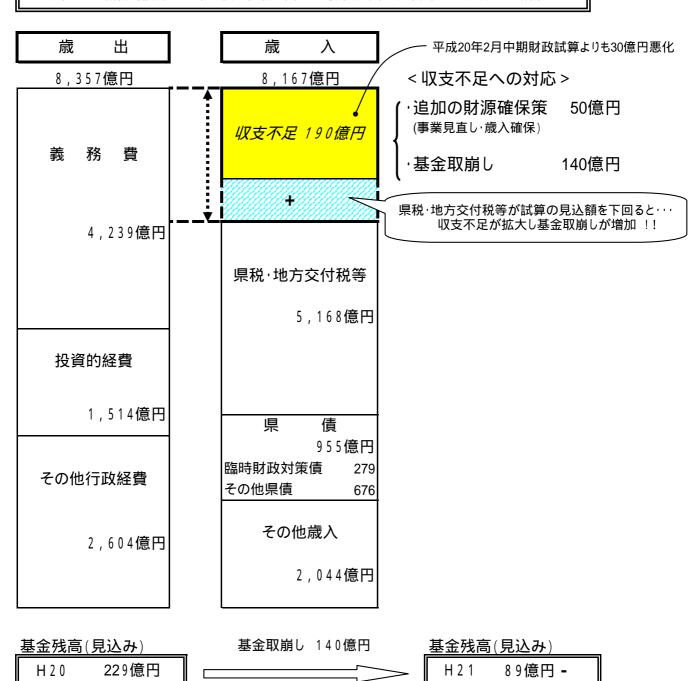
通常事業費中のその他事業費の要求に当たっては、義務費及び準義務費について制度の見直し等を行った場合、または、新たな歳入の確保を図った場合、その財政効果額(一般財源削減額)の2分の1に相当する額を上限に上乗せすることを可とする。

平成21年度の財政見通し(平成20年10月仮試算)

試算の考え方

- (歳入)実質的一般財源(県税・地方交付税等・臨時財政対策債から県税交付金等を差し引いたもの)は 平成20年度見込額に 0.6%(総務省8月仮試算値)を乗じて推計
- (歳出)投資的経費は平成20年度当初予算と同額と仮定し、人件費、公債費は所要額、その他行政経費のうち社会保障関係費の増額等を見込む

現時点での機械的試算であり、今後の税収や国の地方財政対策の動向等により変動する場合がある



(H20.8月見込時:189億円+執行努力:40億円)